年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 平成30年4月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの O件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係O件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1700442 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1800002 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成17年8月10日は21万3,000円、平成17年12月27日は10万円から22万5,000円、平成18年8月11日は22万4,000円、平成18年12月22日は10万円から23万4,000円、平成19年8月7日は24万円、平成19年12月26日は20万円から24万4,000円、平成20年8月5日及び平成20年12月26日は20万円から24万3,000円、平成21年7月31日は20万円から21万4,000円、平成21年12月22日は21万円から21万6,000円に訂正することが必要である。

平成17年8月10日、平成17年12月27日、平成18年8月11日、平成18年12月22日、平成19年8月7日、平成19年12月26日、平成20年8月5日、平成20年12月26日、平成21年7月31日及び平成21年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年8月10日、平成17年12月27日、平成18年8月11日、平成18年12月22日、平成19年8月7日、平成19年12月26日、平成20年8月5日、平成20年12月26日、平成21年7月31日及び平成21年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日: 昭和42年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年8月10日

- ② 平成17年12月27日
- ③ 平成18年8月11日
- ④ 平成 18 年 12 月 22 日
- ⑤ 平成19年8月7日
- ⑥ 平成 19 年 12 月 26 日
- ⑦ 平成20年8月5日

- ⑧ 平成 20 年 12 月 26 日
- 9 平成21年7月31日
- ⑩ 平成21年12月22日

請求期間①、③及び⑤について、A社から賞与が支給され厚生年金保険料が 控除されていたが、標準賞与額の記録がない。

請求期間②、④及び⑥から⑩までについて、記録されている標準賞与額より高い額の賞与をA社から支給されていた。

請求期間の賞与が年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、③及び⑤について、請求者から提出された預金通帳、金融機関から提出された預金取引明細表並びに複数の同僚の給与支給明細書(賞与)及び預金通帳(以下「預金通帳等」という。)により、請求者は、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。請求期間②、④及び⑥から⑩までについて、上述の預金通帳等により、請求者は、A社から、オンライン記録において確認できる標準賞与額(請求期間②及び④は10万円、請求期間⑥から⑨までは20万円、請求期間⑩は21万円)を超える賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間①から⑩までに係る標準賞与額については、上述の預金通帳等から推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は21万3,000円、請求期間②は22万5,000円、請求期間③は22万4,000円、請求期間④は23万4,000円、請求期間⑤は24万円、請求期間⑥は24万4,000円、請求期間⑦及び⑧は24万3,000円、請求期間⑨は21万4,000円、請求期間⑩は21万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑩までに係る請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。